

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者向け社会保障・税番号制度の概要について

平成 28 年 1 月から開始される法定調書作成や源泉徴収関連について、概要のパンフレットが国税庁サイトで公表されています。確認しましょう。

○法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>

ここでは、マイナンバー制度の概要、番号の確認方法、法定調書について現段階で予定されている支払調書のひな型や、書き方について説明がされています。

○支払調書

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書				
支払を受ける者	住所(店名)又は所在地 東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号	氏名又は名称 国税 太郎	個人番号又は法人番号	987654321098
区分	課目	支払金額	源泉徴収税額	
外交員報酬		2400000	98016	
<p>※ 「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の 1 マスを空けて、右詰めで記載してください。</p> <p>(注) この図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。</p>				
支払者	住所(店名)又は所在地 東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号	氏名又は名称 国税商事株式会社 (税制) QS-XXXX-XXXX	個人番号又は法人番号	1234567890123
税 理 制	①	②		

ご覧いただいておりますとおり、支払を受ける者、つまり支払先の番号を入手する必要があります。

法人であれば国税庁の公表サイト上に公表される予定のため、直接入手しなくても実務上問題はないのですが、個人に支払っている場合には原則としてその個人から個人番号カード等の提示を受け、かつ、身元確認を行わなければなりません。

これは、上記報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書だけに限らず、配当でも同様です。つまり、株主が個人であれば、原則としてその株主から個人番号カード等の提示を受け、かつ、身元確認を行うこととなります。